⑸　納入場所　練習船海鷹丸、神鷹丸、青鷹丸、及びひよどり各定けい港
⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期　マリンガスオイル約365ＫＬ（304.7Ｍ／Ｔ）　平成29年10月頃
⑺　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、上記１⑵の件名ごとにそれぞれの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　国立大学法人東京海洋大学の契約事務取扱細則第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　入札者の競争参加資格　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に関東・甲信越地域の「物品の買受け」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を契約担当役事務局長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　国立大学法人東京海洋大学の契約事務取扱細則第９条の規定に基づき、契約担当役事務局長が定める資格を有する者であること。
⑹　契約担当役事務局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒108―8477 東京都港区港南４―５―７
東京海洋大学経理課専門職員　金子　実
電話03―5463―0370
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
Ａ　平成29年５月12日11時00分
Ｂ　平成29年５月30日14時00分
Ｃ　平成29年６月28日14時00分
Ｄ　平成29年８月４日14時00分
Ｅ　平成29年９月７日14時00分
Ｆ　平成29年９月22日14時00分
Ｇ　平成29年11月10日14時00分
Ｈ　平成29年12月22日14時00分
Ｉ　平成30年３月８日14時00分
⑷　開札の日時及び場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
Ａ　平成29年５月12日11時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｂ　平成29年５月30日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス楽水会館会議室
Ｃ　平成29年６月28日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｄ　平成29年８月４日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｅ　平成29年９月７日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｆ　平成29年９月22日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｇ　平成29年11月10日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｈ　平成29年12月22日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室
Ｉ　平成30年３月８日14時00分　東京海洋大学品川キャンパス事務局会議室

４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役事務局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役事務局長が判断した入札者であって、国立大学法人東京海洋大学の会計規則第43条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Rei Tomabechi, The Obligating Officer Administration Bureau, Tokyo University of Marine Science and Technology
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
Ａ　Fuel oil class 1 no.2　200 KL
Ｂ　Fuel oil class 1 no.2　22.5 KL
Ｃ　Fuel oil class 1 no.2　365 KL
Ｄ　Fuel oil class 1 no.2　146.5 KL
Ｅ　Fuel oil class 1 no.2　110 KL
Ｆ　Fuel oil class 1 no.2　230 KL
Ｇ　Fuel oil class 1 no.2　557 KL
Ｈ　Fuel oil class 1 no.2　140 KL
Ｉ　Fuel oil class 1 no.2　426.5 KL
⑷　Delivery period :
Ａ　From 15 May, 2017 through 31 May, 2017
Ｂ　From 1 June, 2017 through 30 June, 2017
Ｃ　From 3 July, 2017 through 31 July, 2017
Ｄ　From 7 August, 2017 through 31 August, 2017
Ｅ　From 11 September, 2017 through 29 September, 2017
Ｆ　From 2 October, 2017 through 31 October, 2017
Ｇ　From 13 November, 2017 through 30 November, 2017
Ｈ　From 4 January, 2018 through 31 January, 2018
Ｉ　From 9 March, 2018 through 30 March, 2018
⑸　Delivery place : Registry ports of Training ships Umitaka-Maru, Shinyo-Maru, Seiyou-Maru and Hiyodori
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
Ａ　not come under Article 6 of the Regulation concerning the Contract for Tokyo University of Marine Science and Technology Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
Ｂ　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2017 in the Kanto・Koshinetsu area in purchase of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
Ｃ　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
Ｄ　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
Ｅ　meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director-General may specify in accordance with Article 9 of the Regulation,
Ｆ　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Administration Bureau, Tokyo University of Marine Science and Technology.